

名古屋市人事委員会告示第 1 号

名古屋市職員採用試験受験申込み及び受験並びに採用試験の施行に関する告示

職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第45条の規定に基づき、職員を採用するための競争試験（以下「採用試験」という。）の受験の申込み及び受験並びに採用試験の施行に関し、次のとおり決定しました。

平成24年 3 月 15 日

名古屋市人事委員会委員長 諏 訪 一 夫

第1 採用試験の受験の申込み及び受験

1 採用試験の受験の申込み

- (1) 採用試験を受けようとする者は、この告示に定める手続により、受験の申込みをしなければならない。
- (2) 受験の申込みは、受験申込書を人事委員会に提出して行うものとする。
- (3) 受験申込書には、人事委員会の定める様式の受験申込用紙を用い、所定の事項を記載し、及び人事委員会が必要と認める資料を添付しなければならない。
- (4) 採用試験を受けようとする者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の定めるところにより、受験申込書の提出に代えて、同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験の申込みを行うことができる。この場合における当該受験の申込みの人事委員会への到達については、同条第 3 項の定めるところによる。
- (5) 試験の期日が同一となる採用試験の受験の申込みは、規則第 6

条第 2 項に規定する試験区分（以下「試験区分」という。）の一についてのみ行うことができる。

(6) 受験の申込みは、人事委員会の定める申込受付期間内に行わなければならない。

(7) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者、同条第 9 項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第 3 条第 4 号に規定する外国信書便事業者による同法第 2 条第 2 項に規定する信書便（以下この(7)において「信書便」という。）で提出された受験申込書が、申込受付の最終日後に人事委員会に到達した場合において、まだ当該採用試験が実施されていないときは、申込受付の最終日以前の通信日付印（通信日付印のないものについては、郵便局又は信書便の業務を行う事業所において交付されるその郵便物又は同条第 3 項に規定する信書便物の受領証その他のそれらの引受日を証明する書面）があるものに限り、申込受付期間内に提出されたものとみなす。

(8) 受験の申込みをした者は、人事委員会が第 2 第 1 項(2)の規定により不適法な受験の申込みの補正を命じたときは、その命ずるところに従い、補正をしなければならない。

(9) 受験の申込みの受理後においては、受験申込書に記載された受験申込者の志望に係る事項は、変更することができない。

2 採用試験の受験

(1) 採用試験は、当該採用試験についての受験の申込みを受理された者に限り受けることができる。

(2) 採用試験を受けようとする者は、人事委員会の指定する日時及び試験会場において受験しなければならない。

(3) 採用試験を受けようとする者は、第 2 第 2 項(6)の試験管理者が同項(7)の規定により人事委員会の指定する時間又は試験会場と異なる時間又は試験会場を指定したときは、(2)の規定にかかわらず、その指定された時間又は試験会場において受験しなければ

ばならない。

- (4) 採用試験を受けようとする者は、人事委員会が第2第2項(3)の規定により書類その他の資料の提示又は提出を求めたときは、当該資料を提示し、又は提出しなければならない。
- (5) (4)の規定に反し、当該資料を提示せず、又は提出しなかった者は、人事委員会が第2第2項(4)の規定により当該採用試験の受験を拒否したときは、その後に実施する当該採用試験を受けることができない。
- (6) 受験の申込みを受理された者で当該採用試験を受ける資格が欠けていたことが明らかとなったものは、その後に実施する当該採用試験を受けることができない。
- (7) 一の試験科目を受けなかった者は、当該採用試験についてその後に実施する試験科目を受けることができない。
- (8) 採用試験に関する事務に従事する者以外の者は、採用試験の実施の事務を執るための場所に立ち入ってはならない。

第2 採用試験の施行

1 受験の申込みの受理

- (1) 人事委員会は、受験の申込みが行われた場合には、受験の申込みの時期、受験申込書の記載事項その他の事項について審査し、受験の申込みの要件を満たしていると認めたときは、当該受験の申込みを受理しなければならない。
- (2) 人事委員会は、受験の申込みが不適法であって、補正することができることを認めたときは、相当の期間を定めて、その補正を命じなければならない。ただし、受験申込書の記載事項の軽微な不備については、自ら補正することができる。
- (3) 人事委員会は、受験の申込みが不適法であって、補正することができないと認めたとき及び(2)の規定により補正を命じた場合でその期間の末日までに補正がなされなかったときは、当該受験の申込みを却下するものとする。この場合には、その理由を口頭

による通知その他適切な方法にて当該受験申込者に示さなければならない。

- (4) 人事委員会は、受験の申込みを受理したときは、受験申込者に第２項（１）に規定する第１次試験の実施の日時、試験会場その他受験に必要な事項を記載した受験票を交付するものとする。
- (5) 人事委員会は、天災その他やむを得ない事情により、申込受付期間を延長することが必要であると認められる場合には、必要と認められる範囲内で、その期間を延長することができる。
- (6) （５）の規定により申込受付期間を延長する場合には、人事委員会は、当該申込受付期間その他申込みに必要な事項について、市公式ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により周知しなければならない。

２ 採用試験の実施

- (1) 採用試験は、第１次試験及び第２次試験又は第１次試験、第２次試験及び第３次試験に分けて実施するものとする。
- (2) 人事委員会は、第１次試験、第２次試験又は第３次試験の試験科目を定める。
- (3) 人事委員会は、採用試験を受けようとする者に対して、その者が受験申込者本人であること又は受験資格を有する者であることを証明する書類その他の資料の提示又は提出を求めることができる。
- (4) 人事委員会は、（３）の規定により資料の提示又は提出を求められた者が当該資料を提示せず、又は提出しなかった場合において、その者が受験申込者本人であること又は受験資格を有する者であることを確認することができないことにより採用試験の公正な実施を確保することができないと認めるときは、その者にその後に実施する当該採用試験を受けさせないものとする。
- (5) 人事委員会は、受験の申込みを受理された者が当該採用試験を受ける資格が欠けていたことが明らかとなった場合には、その後に実施する当該採用試験を受けさせてはならない。この場合にお

いて、既に受けた試験科目があるときは、当該受験を無効とするものとする。

(6) 人事委員会は、試験会場ごとに当該試験会場における採用試験の実施を管理する者（以下「試験管理者」という。）を指名するものとする。

(7) 試験管理者は、採用試験の適正な実施に著しく困難な事情があると認める場合には、人事委員会の指定する時間又は試験会場と異なる時間又は試験会場において採用試験を実施することができる。

(8) 試験管理者は、採用試験の適正な実施を確保するため、採用試験に関する事務に従事する者以外の者が、当該採用試験の実施に直接関係のある場所に自由に立ち入ることを制限するものとする。

3 合格者等の決定

(1) 人事委員会は、試験区分ごとに合否を判定する基準を定めなければならない。

(2) 人事委員会は、第2次試験の対象者及び第3次試験の対象者並びに合格者（以下「合格者等」という。）を決定したときは、その受験番号を、人事委員会の定める場所における掲示、市公式ウェブサイトの利用その他適切な方法により発表しなければならない。

(3) 人事委員会は、合格者等を決定したときは、書面で合格者等である旨を本人に通知するものとする。ただし、第2次試験の対象者の決定から第2次試験が実施されるまでの期間又は第3次試験の対象者の決定から第3次試験が実施されるまでの期間が著しく短い場合においては、書面による通知に代えて、試験会場における掲示、口頭による通知その他適切な方法により行うことができる。

(4) 人事委員会は、第2次試験の対象者を決定したときは、当該対象者に対し、第2次試験の実施の日時、試験会場その他受験に必要な事項を記載した受験票を交付しなければならない。第3次試

験が実施される採用試験について第 3 次試験の対象者を決定した場合においても、同様とする。

4 その他

各採用試験施行に関し必要な事項は、規則第 8 条により公告する試験案内で定める。

附 則

この決定は、平成24年 4 月 1 日から効力を発生する。